

会 議 録		令和6年3月8日作成	令和9年3月末日廃棄
会議名	京都府東山警察署協議会（令和5年度第4回）		
開催日	令和6年2月9日（金曜日）		
時 間	午後3時28分から午後5時12分までの間（104分）		
場 所	京都府東山警察署 講堂		
出席者	平井会長、竹内委員、上田委員、高木委員、齋藤委員、村上委員 川端委員、田畑委員 計8人 (欠席 細野副会長)		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長 交通課長、警備課長、警務課長代理、地域課長代理、広聴係長 計12人		
諮 問 事 項	1 警衛・警護について 2 令和5年中における東山警察署の概況について		
会 議 内 容	1 署長挨拶 司会 副署長 2 会長挨拶 3 協議 (1) 諮問事項説明 司会 会長 警衛・警護について～警備課長 【委員】警衛警備について、皇族の方が東山署管内を超えて移動されることがあると思うが、管轄を超えた場合、どのようにして守っていくのか。 【警察】移動先を受け持つ警察署等と連携の上、安全性など総合的に判断して対応している。 【署長】警察本部には、警衛警護課という警衛警護を担当する専門の所属があり、そこが中心となって当署員の外、他の警察署員とともに警衛警備に当たっている。 【委員】先ほど訓練を見せてもらったが、訓練で怪我をすることはいいのか。 【警察】訓練は怪我をしないように細心の注意を払い実施している。 【委員】警察官が持っている資機材は、カバン等だったが、人数が異なる警護態勢でも同じようなものを持って対応するのか。 【警察】代表的なものは、警察官が今持っている防護用のカバン、防護板等		

会 議
内 容

だが、状況に応じてその他の資機材を使用することもある。

【委員】警護に慣れている要人ならばともかく、慣れていない要人を警護する際、事前に打ち合わせることがあるのか。

【警察】要人の慣れを問わず、東山署管内に要人が来るのであれば、当署員と警察本部員が、行き先地の管理者や主催者と事前に打ち合わせをする等して、要人警護に万全を期している。

【委員】以前、要人が来ることがあり、S Pも会場に来ていたが、防護板などは持っていなかった。東山署員とは対応が違うのか。

【警察】警護についている警察官のすべてが、同じ装備品を持っている訳ではなく、それぞれの役割に応じた装備品を扱うため、その任務によっては持っていない場合もある。

【委員】警護については、警察が調整するのか。

【署長】管理者や主催者等の協力を得て、警察が調整している。

警察のみならず、警備業者が警備に就いている場合もある。

京都にも身辺警備をしている警備業者が数業者ある。警備業には認可が必要で、京都の業者が大阪や東京などの他府県でも活動することができる。

【委員】なかなか大変な業務だと思うが、京都には年間、何人くらい警護対象者が来るのか。そのうち東山署は何回くらい出動し、何名態勢で対応しているのか。実際に起きたのかどうかを含めて、警護警備中の危険な事例があれば教えてほしい。

【警察】当署管内は、観光地であり、多くの著名な建築物も所在することから、要人警護は多く、その都度、必要な人員をもって対処している。適切に対策を講じた結果、幸いにもそういった状況は発生していない。

(2) 諮問事項説明

令和5年中における東山警察署の概況について～警務課長

【委員】以前、高島屋の地下で高齢男性による万引きを見たことがあり、係員を呼ぶにも、その場から離れるわけにはいかずに、ずっと見ていたところ、高齢男性と目が合ってしまった、思わず「今、商品をポケットの中に入れましたよね。」と言ったことがある。その高齢男性は「返したらいいんやろ。」と言って棚に商品を返して立ち去った。こういう場合はどうしたら良かったのか教えていただきたい。

【警察】自分の安全を確保して、少し離れた場所から110番通報をしてほしい。その後は、遠目で犯人を見るなどして、警察官が現場に来たら犯人が誰かを伝えてほしい。

【委員】係員に声を掛けた方がいいのか。

【警察】係員が近くに入れば、声を掛けて引き継いでもらいたいが、犯行を

会 議
内 容

見ているので、従業員に声を掛けても現場には残ってほしい。

【警察】男性が言っている「返したからいいんやろ。」というのは大きな誤りで、窃盗をして物を返したから良いというのは間違っている。

委員の行動は、勇気ある行動だが、中には反撃する者もいるので、くれぐれも気を付けてほしい。

【委員】先ほど特殊詐欺の話があったが、実家の母に電話がかかってきたことがあり、そのときは被害に遭わなかったが、詐欺が身近にあると思った。今後、そのような電話がかかってきたときに、まず何をすべきなのかを教えてほしい。

【警察】まずは、警察に通報してほしい。

高齢者がよく被害に遭うことから、「家族、親戚、近所の友達、誰でも構わないので、周りの人に相談してほしい。」と広報している。まず、お金を払う前に冷静になって周りの人に相談した上で警察に相談してほしい。次にカード会社に相談してほしい。

本日、刑事課で「介護保険の還付金があるので、キャッシュカードを持ってATMに行ってくださいという電話がかかってきた。」という相談を受けたが、刑事課員がその電話は詐欺であり、ATMに行かないように指示することができ、被害を防止することができた。

御近所の高齢者等に、このような電話がかかってきたら「お金を払う前に警察に相談すること。」を言ってほしい。また、「私に相談してくれたら、私から警察に相談してあげる。」ということまで言ってもらえると非常にありがたい。

今日、刑事課で受けた相談は、防犯メールと呼ばれる電子メールの配信サービスで事案概要や手口などを提供している。防犯メールは登録が必要で、登録方法は京都府か京都府警察のホームページに掲載されている。興味を持った委員は是非とも登録してもらいたい。

【委員】殺人事件のことだが、殺人事件の場所がニュースでは「〇〇町」としか分からなかったが、こういう場合は周辺にある施設に事件に関する情報提供などはしないのか。

【警察】ケースバイケースになる。今回の事件の場合は、発生も夜分遅くであったこともあり、情報提供はしていない。これが、通学時間帯に児童が襲われたとなれば、学校への情報提供や付近の警戒を実施することになる。

【委員】ニュースを見ていると犯人は、次に女性、その次に子どもを狙っていると聞いていたので、事件の発生場所が私の子どもが通っている塾に近かったこともあり、本当に犯人が捕まって良かった。

【警察】実際に犯行現場付近に住んでいる警察官を知っているが、子どもが

会 議
内 容

怖がって外出しなくなり、犯人が捕まり、もう大丈夫だと安心するまで外出しなかったと聞いている。

【警察】 周辺施設等への情報提供については、犯人が刃物を持って逃げているなど、発生時間帯、狙われた対象など、事件の状況によって変わる。また、被害者のプライバシーもあるため、ピンポイントでの情報提供は難しい。今回の件では、警察官も重点的に警戒しているが、情報提供となると難しい状況である。

【警察】 例えば「痴漢が発生した。」や「子どもが変な人に声を掛けられた。」といったメールは配信しているが、被害者が家の前で被害に遭った場合、発生場所付近に情報提供を行えば、痴漢に遭った被害と住所や名前といった個人情報が公になり、二次被害になることが懸念されるため、被害者と相談した上で広報を実施している。

最近の防犯メールでは「下京区内に猿が出た。」といったことも配信しているので、是非、防犯メールの登録を検討してほしい。

【委員】 学校では、性犯罪の抑止のため、学校周辺に防犯カメラを設置することを検討していたことがあった。地域住民とも話し合ったが、プライバシーのこともあり、設置できなかった。

昨年末の殺人事件は、被害者が防犯カメラに鮮明に映っていたことも捜査が進む要因になったのではないかと思っている。

捜査の際、地域にある防犯カメラをつないで犯人を追跡したと思われるが、警察では、防犯カメラの設置状況を把握しているのか。学校としても防犯カメラの設置を検討しなければいけないと考えている。

また、防犯カメラの設置について助成金制度はないのか教えてほしい。

【警察】 委員の質問のとおり、実際に犯人を追いつけたのは、防犯カメラである。協力してもらえるところは把握しているが、設置となると個人のプライバシーや、画角によっては家を撮影してしまうこともあるので、協力は得られにくい。

防犯カメラが設置されることによって、防犯力、事件検挙力がかなり高くなるため、防犯カメラの設置を要望してもらえるとありがたい。

【委員】 防犯カメラの設置は東山区ではなく京都市が補助事業として取り扱っている。年に1回の申請時期で、最大5割が補助される。町内会、連合会から申請してもらいたい、予算の上限があるため、その範囲内での補助ということになる。

【警察】 防犯カメラ設置する際、設置だけではなくて、「ここに防犯カメラがある。」という広報をお願いしている。

今では、色々なカメラが設置され、防犯カメラか分からないカメラもあり、「防犯カメラ設置中」といったポスターやステッカーも一緒

会 議
内 容

に設置してもらえれば、地域の防犯力として効果的だと考えている。

【委員】防犯カメラはプライバシーの関係で設置が難しいが、街灯が設置されている地域について、町内によって多い地域と全くない地域があるが、何か理由があるのか。

【委員】設置した近くの家から「明るすぎる。」といった苦情を受けることもあり、全くプライバシーと関係がない訳ではないと思う。

通行人から、この場所は街灯が少ないから付けてほしいという要望があったとしても町内に住んでいる住民から要望がなければ、設置するのはむずかしい。町内会や自治会から要望を出してほしい。

(3) その他

【委員】東山警察署だけの話ではないが、令和5年中、京都府警察では不祥事がたくさん発生している。不祥事が発生すれば、どのようにして再発防止策を取っているのか教えてほしい。

【警察】不祥事については、警察本部で対応を行っており、対応が終われば、そこから教養を行う。それを受けて、京都府警全体に指導教養を行った後、個別に身上把握を実施するなどして、再発防止策を取っている。

【委員】祇園祭りやをけら詣り等の雑踏警備で警察官を多数配置することになり、東山署だけでは人数を確保するのは無理だと思うが、その場合は警察本部が差配しているのか。

【警察】委員の質問のとおりで、警察本部に必要な人数を要請すれば、担当している部署が差配する。

【委員】それだけ人員を出せば、翌日の業務が回らなくなるのではないのか。

【警察】令和6年1月1日に石川県能登地方で地震が発生したことから、をけら詣りに従事していた警察官の一部が、夜勤明けであるにも関わらず応援に出発している。

【委員】犯罪を減らすことは、警察の業務の目的の一つだと思うが、人流が増えると犯罪が増えるというのであれば、当然区外の人が犯罪を発生させているということが言える。そうであれば、区外からの人流を防がなければ犯罪が減らないということになる。要は、観光客が増えると犯罪が増えるのであれば、オーバーツーリズムの問題も発生し、東山区にとってデメリットかなと思う。

警察では犯罪者の分析とその対策についてどのように考えているのか教えてもらいたい。

【警察】罪種によって違うが、実際に刑事課で取り扱っている事件については、東山区民の被疑者は少ない。他府県から来た被疑者が、外国人観光客を狙って犯罪を犯すことも実際にあった。

被害者も被疑者も東山区以外の居住者が多い。

会 議
内 容

【委員】そういうことであれば、区民にいくら啓発しても実際に犯罪を防ぐことは無理ではないのか。行政として還付金詐欺やクレジットカード詐欺であれば、区民に対して市民新聞を使って啓発することができるが、そうではない犯罪を減らすには、防犯カメラにより「見られているよ。」といった意識を持たせるしかないのだろうか。

【警察】犯罪防止の特効薬がないので地道にパトロールや啓発といった警察活動を行っていくしかないと考えている。

【警察】警察では抑止と検挙という言い方をしているが、基本的な考えは抑止活動、その手段として、検挙、警戒、予防がある。

検挙は捕まえる活動であり、警戒は制服を着た警察官が、パトカーに乗って赤色灯を回して警戒を行うこと等を言う。以前の協議会で地域のボランティアが警戒に使っている青色パトロールカーのことを紹介したことがあるが、警戒ではボランティアの力も借りて警戒活動を実施している。

最後に予防活動、これは、犯罪に遭わないように気を付けることを区民に依頼しており、痴漢であれば被害に遭わないようにするための予防対策として、エスカレーターに乗るときは、少し後ろを見るよう広報して、気を付けてもらっている。

また、犯罪が起こらないような町づくりを、区役所と協力して実施しており、先ほど話があった街灯や防犯カメラの設置といったハード面からの防犯活動をしている。

【委員】私人逮捕はどういうものを定義しているのか教養していただけるとありがたい。

【警察】現行犯逮捕は、誰でも逮捕することができると法律で定められているが、軽微な事件等の場合、犯人の住所若しくは氏名が明らかでない場合や、犯人が逃亡するおそれがある場合など一定の要件が必要である。私人の逮捕後は、現場に来た警察官に犯人を引き渡してもらいたい。警察官が犯人を受け取った時点で逮捕が正当であったかを判断し、その後の手続きに入っていく。先ほど委員が質問していた万引きは、犯人を逮捕してもいいが、反撃する者がいるので、そのあたりを十分に考慮してもらって対応してもらいたい。

誰もが現行犯逮捕できることは覚えておいてほしいが、その反面自分を守ることも十分理解してもらいたい。

【委員】店員と委員が二人で逮捕することもできるのか。

【警察】それも可能であるが、店員がいれば、捕まえるのではなく、110番通報を依頼してもらいたい。

【委員】商品を棚に戻しても店員に伝えた方がいいのか。

会 議
内 容

【警察】現場に警察官が行って、その男に声を掛けることにより、次は捕まるとい警告とになるので、店員には言ってほしい。

【委員】私人逮捕するときの犯人を拘束する権限は、私人に対してどの程度まで許されるのか。

【警察】一般常識と照らし合わせてやり過ぎになれば、反対に罪に問われる可能性もある。それだけは十分に注意して考えてもらいたい。

【委員】例えば、腕を握って離さないというのは大丈夫なのか。

【警察】その程度であれば問題はないと思われるが、個々ケースにより異なる。社会通念上許容される範囲の行為と考えていただきたい。

【警察】過剰な逮捕行為は、後で様々な問題が発生するため十分に気を付けてもらいたい。

4 事務連絡

今回で令和5年度の東山警察署協議会は終了となり、次回は令和6年度第1回の開催となり、6月中旬の開催を予定している。

以上

第4回京都府東山警察署協議会の開催状況

